

毎週火、金曜日発行（休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十五条の四の規定に基き、昭和三十三年五月六日次
の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十三年五月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
農地等の買収
生活上等消費者の登録変更届出期間の決定
建設業者の登録まつ消
肥料の登録
肥料検査成績の公表
- ◇選管告示 昭和三十三年五月鳥取県選挙管理委員会
告示第二十三号（国民審査における点字投票
用紙の様式）の一部改正

登録番号	登録年月日	氏名	屋号又は名称	住	所	営業所の所在地
六七六	三三、五、六	沢山しげの	佐和旅館	鳥取市瓦町一八一		所に同じ
六七七	"	尾室まつ江	三和旅館	"	"	"
六七八	"	高木つた子	常盤旅館	"	"	"
六七九	"	柏木福栄	梅乃家	"	"	"

六八〇	滝波 富子	だるま	〃	〃	一九六	〃
六八一	岩原 とめ	とめ屋	〃	〃	一五六	〃
六八二	小谷 とめ	三福	〃	〃	一五六	〃
六八三	小泉 金吾	いづみ	〃	〃	〃	〃
六八四	田川美恵子	湖 月	〃	〃	〃	〃
六八五	勝原みつ子	自治会館食堂	〃	〃	〃	〃
六八六	宇田 要枝	たつみ食堂	〃	〃	〃	〃
六八七	中村 朝子	〃	〃	〃	〃	〃
六八八	新津 一恵	モーリ	〃	〃	〃	〃
六八九	松原 哲雄	マツヤ	〃	〃	〃	〃
六九〇	加藤政治郎	大阪屋	〃	〃	〃	〃
六九一	木村 義子	ロバン	〃	〃	〃	〃
六九二	金山 綾章	ビクトリヤ	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第百八号

農地法第十一条第二項の規定により次のとおり公示する。

昭和三十三年五月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 土地等の表示、所有者の住所、氏名、対価及び担保権の内容
別表のとおり

二 買収の期日 昭和三十三年七月一日

三 対価の支払方法 農地法第十二条第三項の規定により供託

表 示

郡市町村	大字	字	地番	地目		面積	対価	所有者の住所氏名	担保権の内容	
				土地	台帳				種類	氏名
米子	花園町		五七	畑	畑	701	276	住所不明	木村 静子	持分 1/2
〃	〃		五八	〃	〃	301	113	〃	〃	1/2
〃	昭和町		四二	田	田	130	597	〃	大森美代子	〃 1/3
日野郡	宮市	和田河原	八六六ノ一	〃	〃	780	〃	〃	萩原芳三郎	〃
江府	〃	〃	八六九ノ一	〃	〃	900	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第百九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第十八条第二項の規定により生活上等消費者が昭和三十三年

六月一日をもつて登録変更するため市町村長に届け出る期間を次のとおり定める。
昭和三十三年五月十六日
鳥取県知事 遠藤 茂

昭和三十三年五月二十六日より五月二十八日まで

鳥取県告示第二十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
昭和三十三年五月十六日

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (保)第二六号	昭三三 八、二〇	井中組	倉吉市福吉町三丁目一、四二三	井中 金造	昭三三、 五、六
(保)第三七〇号	三、二	山住建設	鳥取市西町三区三五〇	山住 達雄	五、九

鳥取県告示第二十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。
昭和三十三年五月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者住所氏名
鳥取県第二七五号	長瀬水稻複合肥料	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里	東伯郡羽合町長瀬一、一五九 長瀬農業協同組合 組合長理事 清水 利二
第二七六号	矢送水稻複合肥料	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里	東伯郡関金町字関金宿二六三 矢送農業協同組合 組合長理事 山本 武雄
第二七七号	上井水稻複合肥料	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里	倉吉市福庭四五六 上井農業協同組合 組合長理事 徳丸 治夫
第二七八号	成美水稻複合肥料	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里	東伯郡赤碕町一八七の一 成美農業協同組合 組合長理事 足立 宗晴
第二七九号	高尾水稻複合肥料	窒素全量 りん酸全量 内可溶性りん酸 内水溶性りん酸 加里全量 内水溶性加里	東伯郡大栄町字集合一八三 栄農業協同組合 組合長理事 長谷川 國蔵

01033

01038

鳥取県告示第二百二十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き昭和三十三年一月及び二月に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十三年五月十六日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

(一月分)

肥料の種類

保証票添付者

検査点数

うち不合格点数

石灰窒素

信越化学工業株式会社

一

〇

脱脂大豆油かす粉末

鏡化洲化学工業株式会社

一

〇

菜種油かす粉末

飯田 巻蔵

二

〇

蒸製骨粉

東洋棉花株式会社

一

〇

第一種複合肥料

鳥取県中央農業協同組合連合会

一〇

〇

塩化加里

住友化学工業株式会社

一

〇

(二月分)

硫酸アンモニア

住友化学工業株式会社

一

〇

硫酸アンモニア

日産化学工業株式会社

一

〇

01037

第二八〇号 浅津水稻複合二号

アンモニア性窒素

一〇三七八

東伯郡羽合町字下浅津一九三

内水溶性りん酸

水溶性加里

〇三七八

浅津農業協同組合 本多不二雄

第二八一号 浅津水稻複合二号

アンモニア性窒素

一〇五六八

東伯郡東郷町字方地一、〇五一

可溶性りん酸

内水溶性りん酸

〇五六八

舍人農業協同組合 福井 敏男

水溶性加里

アンモニア性窒素

一〇三七八

東伯郡東郷町字国信一三五の四

第二八二号 舍人水稻複合肥料

アンモニア性窒素

一〇三七八

東郷農業協同組合 秋久 清二

内水溶性りん酸

水溶性加里

〇三七八

東伯郡東郷町字長和田五四八の二

第二八三号 東郷水稻複合肥料

アンモニア性窒素

一〇三七八

花見水稲複合肥料

第二八四号 花見水稻複合肥料

アンモニア性窒素

一〇三七八

倉吉市井手畑一三

内水溶性りん酸

水溶性加里

〇三七八

上北条農業協同組合 磯江 義博

第二八五号 上北条水稻複合肥料

アンモニア性窒素

一〇三七八

東伯郡東郷町字長和五四八の二

内水溶性りん酸

水溶性加里

〇三七八

東伯郡東郷町字長和五四八の二

第二八六号 泊水稻複合肥料

アンモニア性窒素

一〇三七八

泊村農業協同組合 長久 翁

内水溶性りん酸

水溶性加里

〇三七八

東伯郡泊村字園五九一の二

第二八七号 泊水稻複合肥料

アンモニア性窒素

一〇三七八

泊村農業協同組合 長久 翁

内水溶性りん酸

水溶性加里

〇三七八

東伯郡東郷町字長和五四八の二

第二八八号 泊水稻複合肥料

アンモニア性窒素

一〇三七八

東伯郡東郷町字長和五四八の二

内水溶性りん酸

水溶性加里

〇三七八

東伯郡東郷町字長和五四八の二

